

ジョイライフ訪問看護ステーション

重要事項説明書 (介護保険)

No,

ご利用者

様

ジョイライフ(株)

(令和6年1月15日)

改定(令和6年6月14日) 改定内容(診療報酬の改定)

改定(令和7年6月17日) 改定内容(重要事項説明書内の文言の変更)

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	ジョイライフ株式会社
主たる事務所の所在地	〒441-8132 豊橋市南大清水町字藤ヶ谷 135 番地 8
代表者（職名・氏名）	代表取締役 飯田 加奈子
設立年月日	2024 年 1 月 15 日
電話番号	0532-25-7616

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	ジョイライフ訪問看護ステーション	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒441-8132 豊橋市南大清水町字藤ヶ谷 132 番地 4	
電話番号	0532-26-5393	
指定年月日・事業所番号	令和 6 年 03 月 01 日指定	2362090579
管理者の氏名	有我 陽子	
通常の事業の実施地域	豊橋市全域、（豊川市、田原市、湖西市要相談）	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	一般法人ジョイライフ(株)が開設するジョイライフ訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め在宅介護が必要であり、介護保険による訪問看護を計画的に実施することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、必要な時に必要な訪問看護の提供ができるように努める。その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問看護又は介護予防訪問看護は、介護が必要な利用者について、看護師、准看護師(以下「訪問看護職員」といいます。)が、そのお宅を訪問して要介護者の身の回りの補助を行うことにより、利用者の生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日 ただし、国民の祝日/年末年始（12月29日から1月3日）を除く （利用者の依頼状況により土日祝日、年末年始も対応）
営業時間	午前8時から午後17時まで（営業時間外は要相談）

6. 事業所の職員体制

2025年 5月 20日現在

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤 (2) 人 非常勤 (4) 人	准看護師	常勤 () 人 非常勤 () 人

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管 理 者 有我 陽子
----------	-------------

8. 利用料

（1）介護訪問看護料金一覧表を参照

（2）キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の当日	一律 1,000 円徴収

（3）交通費

通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収いたします。なお、自動車を使用した場合の交通費は、実施地域を片道5km越えた地点から 500 円を徴収いたします。

（4）エンゼルケア料

死後の処置を行った場合に 15,000 円徴収いたします。

介護訪問看護料金一覧表

★ 介護保険 料金表 ★

8 時～ 1 8 時

2024年6月1日

基本利用料	単位数	料金 10割	利用者負担額		
			1割	2割	3割
☆要介護					
訪問看護ⅠⅠ（20分未満）	314	¥3,206	¥321	¥641	¥962
訪問看護ⅠⅡ（30分未満）	471	¥4,809	¥481	¥962	¥1,443
訪問看護ⅠⅢ （30分以上60分未満）	823	¥8,403	¥840	¥1,681	¥2,521
訪問看護ⅠⅣ （60分以上90分未満）	1128	¥11,517	¥1,152	¥2,303	¥3,455

☆要支援					
予防訪問看護ⅠⅠ（20分未満）	303	¥3,094	¥309	¥619	¥928
予防訪問看護ⅠⅡ（30分未満）	451	¥4,605	¥460	¥921	¥1,381
予防訪問看護ⅠⅢ （30分以上60分未満）	794	¥8,107	¥811	¥1,621	¥2,432
予防訪問看護ⅠⅣ （60分以上90分未満）	1090	¥11,129	¥1,113	¥2,226	¥3,339

- ・ 夜間（18：00～22：00）または早朝（6：00～8：00）25％増
- ・ 深夜（22：00～6：00）50％増

その他加算

初回加算（Ⅰ）退院日訪問	350	¥3,574	¥357	¥715	¥1,072
初回加算（Ⅱ）（Ⅰ）以外	300	¥3,063	¥306	¥613	¥919
提供体制加算ⅠⅠ（1回につき）	6	¥61	¥6	¥12	¥18
特別管理加算Ⅰ（1か月につき）	500	¥5,105	¥511	¥1,021	¥1,532
特別管理加算Ⅱ（1か月につき）	250	¥2,553	¥255	¥511	¥766
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	600	¥6,126	¥613	¥1,225	¥1,838
複数名訪問加算（Ⅰ）30分未満の場合	254	¥2,593	¥259	¥519	¥778
複数名訪問加算（Ⅰ）30分以上の場合	402	¥4,104	¥410	¥821	¥1,231
複数名訪問加算（Ⅱ）30分未満の場合	201	¥2,052	¥205	¥410	¥616
複数名訪問加算（Ⅱ）30分以上の場合	317	¥3,237	¥324	¥647	¥971
口腔連携強化加算(月1回)	50	¥511	¥51	¥102	¥153
ターミナルケア加算	2500	¥25,525	¥2,553	¥5,105	¥7,658
長時間訪問看護加算	300	¥3,063	¥306	¥613	¥919
看護・介護職員連携強化加算（月1回）	250	¥2,553	¥255	¥511	¥766
退院時共同指導加算	600	¥6,126	¥613	¥1,225	¥1,838

7級地 1単位：10.21

★ 介護保険適応外 料金表 ★

エンゼルケア	¥15,000
当日キャンセル料	¥1,000
支給限度額を超えた場合	超過単位数10割負担

（５）支払い方法

上記（１）から（３）までの利用料（利用者負担分の金額）は、１ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、１０日以内に差上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の２６日（祝休日の場合は直前の平日）に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。 銀行/信用金庫 支店 普通口座
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の２５日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 豊橋商工信用組合 南栄支店 普通口座 0762301
現金払い	サービスを利用した月の翌月の２５日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。

９．緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	・ ・ ・ ・
緊急連絡先 （家族等）	氏名（利用者との続柄） 電話番号	（ ） — —

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 自然災害・感染症発生時の対応

当ステーションでは、地震・台風・大雨・洪水・津波・豪雪などの自然災害、インフルエンザ等の感染症が発生、または流行した場合には、利用者様および訪問看護職員の安全を最優先に考え、以下の対応を行います。

（１） 訪問の中止・変更について

気象警報や避難指示、または感染症の感染拡大状況により訪問が困難と判断される場合には、事前にご連絡の上、訪問を中止または変更させていただくことがあります。

（２） 訪問看護職員の安全確保と訪問再開の優先順位

災害または感染症の状況が一定程度収束し、訪問看護職員の安全が確保でき次第、状態の重い方や医療依存度の高い方など、優先度の高い利用者様から順に訪問を再開いたします。

（３） 連絡体制の確保

災害・感染症発生時は、電話、携帯電話、緊急連絡網等を通じて連絡を取らせていただきます。予め緊急連絡先のご確認・ご提供をお願いいたします。

（４） 感染症対策について

感染症が発生または流行している場合、以下の感染対策を徹底いたします。

- ・ 訪問看護職員の健康チェックと体調不良時の勤務制限
- ・ マスク・手袋・ガウン等の個人防護具の着用
- ・ 訪問時の手指衛生および物品の消毒
- ・ 必要に応じたりモート対応（電話等による健康確認）

また、利用者様やご家族にも体調や感染症状の有無について確認をさせていただく場合がございます。

（５） 平常時の備え

日頃より非常用物品（薬、医療機器、連絡先メモ等）や感染対策の備え（マスク・消毒液等）をお願いいたします。必要に応じて、訪問看護職員より助言させていただきます。

※災害・感染症発生時の対応方針や手順は、行政機関や保健所等の指示に基づき、状況に応じて随時変更される場合があります。

12. 苦情相談窓口

（１） サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0532-26-5393 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

（２） サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	東三河広域連合 介護保険課	電話番号 0532-26-8470 平日 8:00~17:15
	愛知県国民健康 保険団体連合会	電話番号 052-971-4165

13. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんのであらかじめご了解ください。

- 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

(2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。